

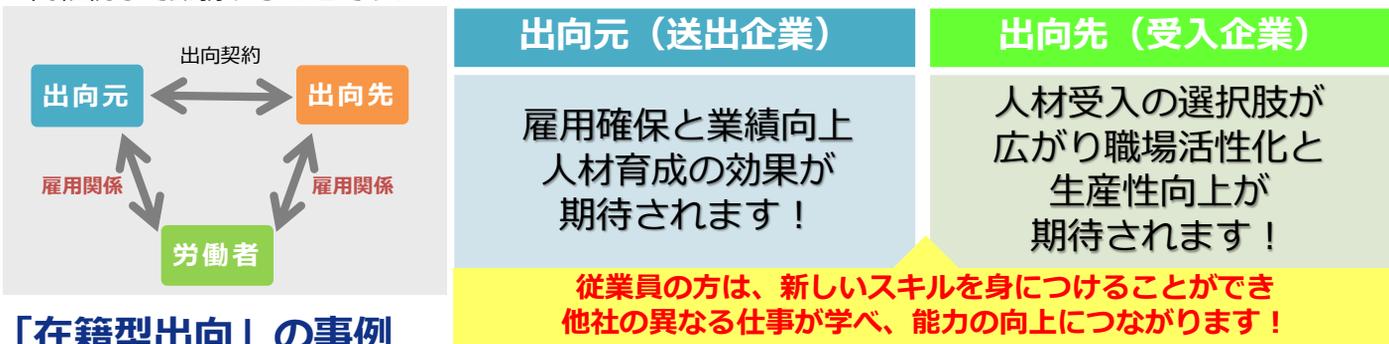
在籍型出向で 従業員の雇用を守り、人材を確保しませんか？

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？



「在籍型出向」とは？

出向元企業と出向先企業との契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務することです。



「在籍型出向」の事例

娯楽サービス業（出向元）

娯楽施設を営業も、新型コロナで来客数が減少しており、接客・調理を担当する従業員が雇用過剰となっている。需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

<企業規模：約100人>



出向期間3～6か月
出向労働者7名

観光ホテル業（出向先）

シーズンによって繁忙期があり、接客・調理が出来る即戦力となる要員を確保したい。慢性的な人手不足もあるが、一時的な増員でも対応したい。

<企業規模：約50人>

「在籍型出向」のメリット

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業	出向先企業	出向労働者
<ul style="list-style-type: none"> 出向労働者の労働意欲の維持・向上につながること。(63%) 出向労働者のキャリア形成・能力開発につながること。(59%) 出向終了後、出向労働者が自社に戻ってくることが確実であること。(56%) 出向労働者へ刺激になり、自社の業務改善や職場活性化に期待ができること。(50%) 	<ul style="list-style-type: none"> 人手不足が解消され、自社の従業員の業務負担を軽減できること。(75%) 社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できること。(52%) 自社の従業員への刺激になり、業務改善や職場活性化が期待できること。(42%) 新たに採用するよりも人材育成コストを抑制できること。(38%) 	<ul style="list-style-type: none"> 出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながること。(57%) 出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができること。(46%) これまでどおりの収入を確保できたため、生活面の安定が図られること。(38%)

「在籍型出向等支援協議会」が応援します！ (令和3年4月27日設置)

一般社団法人 新潟県経営者協会 新潟県中小企業団体中央会 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会
 新潟県商工会連合会 日本労働組合連合会 新潟県連合会 株式会社 第四北越銀行 株式会社 大光銀行
 新潟県信用金庫協会 新潟県信用組合協会 協栄信用組合 新潟大栄信用組合 新潟県社会保険労務士会
 経済産業省 国土交通省 新潟県 新潟市 公益財団法人 産業雇用安定センター 新潟事務所
 厚生労働省 (事務局：新潟労働局)

「在籍型出向」を開始するまでのステップ



出向ハンドブック



助成金ガイドブック

▶詳しくは出向ハンドブック10ページ



ステップ

1

出向元

出向先

出向の相手を見つけます。

- 出向の相手先は、取引関係のある企業であった場合が約半数で、公的機関からの紹介による場合が約2割程度です。
- 公益財団法人産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全国の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけて、出向契約締結のサポートを実施しています。



ステップ

2

出向元

労働者

▶詳しくは出向ハンドブック16ページ

労働者の同意や就業規則等の整備、労使の話し合いをします。

- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」こと、「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって、労働者の利益に配慮して整備されている」ことが必要となります。
- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得るとともに、書面で労使協定を締結することが必要となります。

ステップ

3

出向元

出向先

▶詳しくは出向ハンドブック20ページ

出向契約を締結します。



- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。

ステップ

4

出向元

出向先

産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ

産業雇用安定助成金の出向実施計画を届け出ます。



- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を新潟労働局助成金センターに提出*してください。*出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

出向開始

ステップ

5

出向元

出向先

産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック28ページ

産業雇用安定助成金の支給を申請します。



- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を新潟労働局助成金センターに提出*してください。
*出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに、在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！

- 具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」があります。
- 各地域で独自に実施している送り出し希望企業や、受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。



厚労省HP

(公財) 産業雇用安定センターでは 「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています！

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- 新型コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。

お問い合わせ先



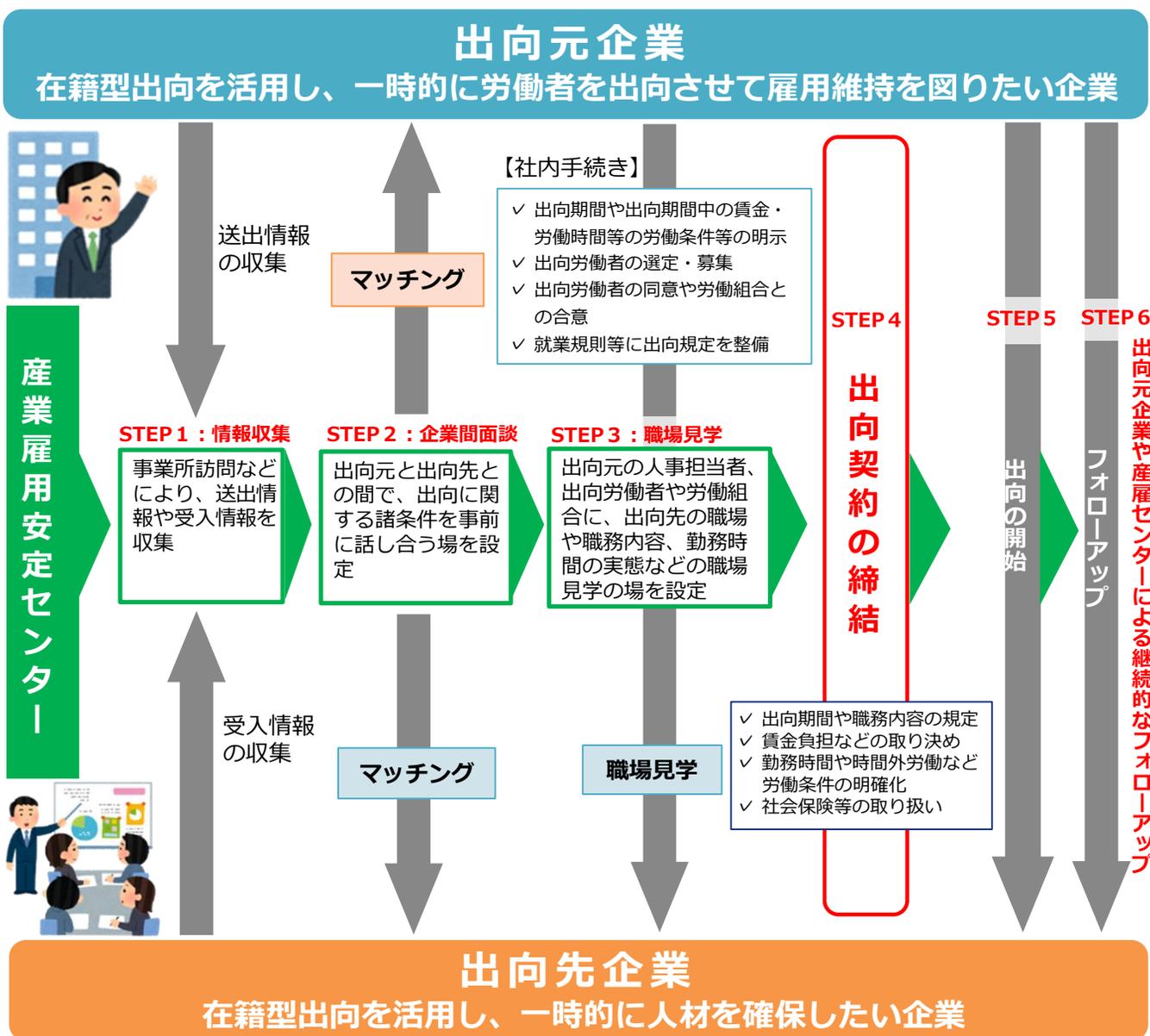
新潟事務所…新潟県新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビル10階
☎025-245-3520 9:00~17:00(土日・祝日を除く)



センターHP



マッチング支援の流れ



【社内手続き】

- ✓ 出向期間や出向期間中の賃金・労働時間等の労働条件等の明示
- ✓ 出向労働者の選定・募集
- ✓ 出向労働者の同意や労働組合との合意
- ✓ 就業規則等に出向規定を整備

マッチング

マッチング

職場見学

受入情報の収集

「産業雇用安定助成金」で出向経費が軽減されます！

新型コロナの影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



厚労省HP



助成金の対象となる「出向」

【対象】 雇用調整を目的とする出向（新型コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）。

【前提】 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。



令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例

独立性が認められない事業主間の出向※¹も、一定の要件※²を満たせば助成対象となります。

※1 例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など。

※2 新型コロナの影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。その他の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

対象事業主

- ① **出向元事業主** 新型コロナの影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主
- ② **出向先事業主** 当該労働者を受け入れる事業主



助成率・助成額

出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など。独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合は、助成率が異なります。

	中小企業※ ³	中小企業以外※ ³
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※3 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3・中小企業以外1/2

出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など。

独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額※ ⁴	各5万円/1人当たり（定額）	

- ※4 以下の場合、助成額の加算を行います。
- ・出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合
 - ・出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合

申請・お問い合わせ先



詳細は下記までお問い合わせください。

●新潟労働局助成金センター 新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1F

☎025-278-7181 受付時間：8:30～17:15（土日・祝日を除く）

●助成金・支援金コールセンター ☎0120-603-999 受付時間9:00～21:00（土日・祝日含む）